

# パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度を開始します

■問合せ…人権・同和对策室 (☎025-520-5683、✉jdtaisaku@city.joetsu.lg.jp)

市では2月1日から、性的指向や性自認にかかわらず、市民一人一人がかけがえのない存在として尊重され、安全で安心して暮らすことのできる上越市を実現するため「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度」を開始します。

制度の導入により、性的マイノリティ（恋愛感情の対象が異性のみでない人や自分の性の認識が戸籍上の性別と異なる人など）の人の悩み事や生きづらさの軽減、差別や偏見の解消のほか、性の多様性の理解促進につなげていきます。



市ホームページ

## パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度とは？

双方または一方が性的マイノリティの2人が、お互いを人生のパートナーとして、日常生活において協力し合うことを約束した関係「パートナーシップ」を宣誓したことを市が証明する制度です。

ファミリーシップ宣誓制度は、パートナーシップを宣誓した人が、その親族などを家族として宣誓する制度です。

## 宣誓することができる人

### パートナーシップ宣誓制度

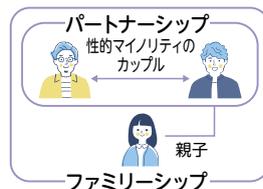
お互いを人生のパートナーとして協力し合うことを約束した2人で、次の全てを満たす人

- ・双方または一方が性的マイノリティであること
- ・双方が成年（満18歳以上）に達していること
- ・双方または一方が上越市内に住所がある、または3カ月以内に転入予定であること
- ・双方が近親者でないこと
- ・双方に配偶者（事実婚やパートナーシップの関係を含む）がないこと

### ファミリーシップ宣誓制度

パートナーシップを宣誓した人の双方または一方の3親等以内の親族で、生計を同一にしていること

### パートナーシップ・ファミリーシップのイメージ図



## 宣誓する方法

- (1) 事前予約 宣誓したい日の7日前までに、電話またはメールで予約
- (2) 宣誓 自ら記入した宣誓書と必要書類を用意の上、2人で人権・同和对策室へ提出
- (3) 交付 市は要件を確認後、一週間後を目途に「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証明書」などを交付

## パートナーシップ宣誓書受領証明書などの提示を受けた人へ

宣誓書の提出によって法律上の権利・義務は生じませんが、宣誓者が2人の関係性を説明し、理解を得ていくために提示する場合があります。（例：携帯電話の家族割引、生命保険の受取人指定など）

提示を受けた場合は、本制度の趣旨をご理解いただき、サービスの提供などにご協力をお願いします。また、宣誓者の同意なく他者に伝えることのないようお願いします。

## 宣誓書受領証明書を活用できるサービス

- (1) 市営住宅への入居の申し込み（親族として申し込みが可能）
- (2) 住民票の続柄の表記（パートナーを縁故者と表記）
- (3) 軽自動車税の減免（障害のあるパートナーなどのために使用する軽自動車を対象）
- (4) 保育園の送迎（保護者と同様に送迎が可能）

※各サービスで要件があります。今後も、活用できるサービスを検討していきます。